



紫波町日詰字郡山駅 57-3
Tel672-1274 Fax671-3480

8月末受託契約額 39,475 千円 (前年同期 38,135 千円) 会員数 178 人 (前年同期 175 人)

理事長から

今年の夏は、これまでに経験したことの無いような暑さが長期間続き、秋が来ないのでないかと心配になるほどでした。そうとはいえ、彼岸に入ってから、朝晩はだいぶ涼しくなってきましたが、会員の皆様にはお元気でお仕事に励んでおられることと存じます。



7月は全国一斉の安全就業強化月間となっており、当センターにおいても安全パトロールの実施などの取り組みを強化してまいりました。今のところ入院を伴うような重大な事故は発生しておりませんが、ハチ刺され(2件)と物損事故(2件)が発生しています。

また、極端な暑さが続くせいでしょうか、安全パトロールの委員から草刈り作業時のヘルメットの未着用が見られるという報告がされております。気持ちは分からないでもありませんが、会員の皆さんの安全を最優先に決められたルールですので、ご理解をいただき安全就業の徹底で事故ゼロを目指してまいりましょう。

9月14日には理事会を開催し、事業実績等について報告を受けた後、2件の議案について審議をしていただきました。事業実績については、会員の皆様のお陰で、前年度比3.5%の伸びとなっておりますが、気がかりなのは会員数の伸び悩みであります。仕事の依頼は増えていますが、対応できる会員が足りないという状況が続いています。

また、配分金見積基準額の見直しと事務費率の変更について承認をしていただきました。

これからは、夕暮れが早くなり作業終了時や帰宅途上の事故が心配されますし、9月とはいえ、まだまだ暑い日があったり、寒暖差も大きくなります。会員の皆様には、体調管理に十分留意され、お仕事に励んでいただきたいと思っております。

社会参加活動「地域ボランティア」やります!!!

■期間：10月1日～31日 ■対象：各地区の公共施設等

いつもお世話になっている地域への感謝の気持ちを込めて、例年、各地区の公共施設等を対象にボランティア活動を実施しています。また、終了後には地域班会議を開催し、センター活動を通じて日ごろ感じている課題などについて意見交換をしていただいています。

各地区の地域班長さんを中心に開催日時や対象施設等を決めていただき、**9月27日(水)までに事務局へお知らせください。**

活動終了後に、「地域班活動報告書」を提出していただきますが、活動に対してセンター

から参加者一人800円の助成をします。

また、貢献ポイントは、ボランティア10ポイント、地域班会議参加で5ポイントです。

普及啓発活動（チラシ配布）はお休みします

毎年10月は、「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」となっています。シルバー事業の社会的意義、活動内容等を広く地域住民、行政機関等に理解していただくとともに、センターへの入会の働きかけと就業拡大に向け、全国一斉に展開しています。

例年であれば、皆様のご協力を得て『普及啓発チラシ』の配布を実施しておりましたが、9月14日開催された理事会において事業内容の見直しを行うこととしました。

これまで実施してきたチラシの配布活動は休止することとして、さらに効果の高いと見込まれる方法を検討してまいります。

ウォーキングツアーで知識と健康の一石二鳥

－ 名所・旧跡巡りで地元の歴史を再発見 －

前期中間計画の重点テーマ『元気な身体づくり』を実現するために、「名所・旧跡巡りウォーキング」を別紙「実施要項」により実施することになりました。

概要をお知らせすると、旧保健センター駐車場をスタートして城山公園周辺のお寺や神社を巡り、城山公園で昼食を取った後、下りながらスタート地点に戻る、行程約6.5km、所要時間約4時間半、歩行時約2時間のコースとなります。

ツアーガイドは、地元会員にお願いしていますので、地元ならではの貴重なお話を伺えるかもしれません。

日時は、10月20日(金)、午前9時20分旧保健センター駐車場に集合となります。

参加希望者は、実施要項に付属した参加申込書に参加費を添えて10月10日(火)までにセンター事務局へ提出してください。昼食は、弁当とお茶を用意しています。(千円相当)

皆さん、ふるってご参加をお願いします。また、会員以外の方でも参加できますので、ご家族やご近所の知人、友人を誘ってみてはいかがでしょうか。

口コミで会員拡大を

会員数の、特に女性会員の減少傾向に歯止めがかかりません。下の表をご覧ください。平成30年度までは女性会員の比率は全体の約三分の一でした。それが令和に入ってから下がり始め現時点では四分の一以下になっています。これは、紫波町に限らず全国的な傾向ですが、効果的な対策を見出せずにいます。

そうした中、これまでのチラシ配布をはじめとする啓発活動の方法について見直しを進めています。一説には、へたなチラシよりも口コミのほうが入会確率は高いともいわれていますが、確かに新入会員に入会動機をたずねると、知り合いの会員から聞いて説明会に参加したという事例が結構あります。

そこで、会員の皆様をお願いします。友人やお知り合いで見込みのありそうな方に「毎週木

曜日 9 時半から説明会をやってるよ」と声をかけていただければ幸いです。

※年度末における男女別会員数と比率の変化

年 度	男	女	計	男女比 (%)
平成 27 年度	1 1 1 人	5 8 人	1 6 9 人	6 6 / 3 4
平成 28 年度	1 1 9 人	6 1 人	1 8 0 人	6 6 / 3 4
平成 29 年度	1 1 7 人	6 1 人	1 7 8 人	6 6 / 3 4
平成 30 年度	1 3 1 人	6 1 人	1 9 2 人	6 8 / 3 2
令和元年度	1 3 4 人	5 9 人	1 9 3 人	6 9 / 3 1
令和 2 年度	1 2 7 人	4 7 人	1 7 4 人	7 3 / 2 7
令和 3 年度	1 3 6 人	4 4 人	1 8 0 人	7 6 / 2 4
令和 4 年度	1 3 5 人	4 6 人	1 8 1 人	7 5 / 2 5
令和 5 年度 (8 月末)	1 3 8 人	4 0 人	1 7 8 人	7 8 / 2 2

配 分金見積基準額の見直しをします

令和 6 年度に適用される受託業務に係る配分金の見積基準額について現在見直し作業を行っています。これは、岩手県の最低賃金が 854 円から 893 円に改正されたことから 1 時間当たりの見積基準額が千円未満の作業区分を主な対象として実施しようとするものです。

詳細については、後日お知らせします。

消 費税のインボイス制度が始まります ”10 月 1 日”

会員の皆さんが請負や委任による就業を行ったときには、配分金が振り込まれますが、この配分金には 10% 分の消費税が含まれていることを思い出してください。本来であれば、この消費税はお客様から預かったものとして税務署に納める必要がありますが、前々年の課税売上が 1 千万円以下の場合には免税事業者になり、ほとんどの会員が対象となります。

一方で法人としてのセンターは、これまで事務手数料等が課税対象となり約 50 万円前後の消費税を納めてきました。これが今年の 10 月からインボイス制度が施行されることにより段階的に大きく変わり、7 年後には 700 万円以上になるだろうと予想されます。これは、会員の皆様の配分金が、これまで仕入税額控除として認められてきましたが、今年の 10 月以降は、会員が適格請求書発行事業者として登録されなければ、それが認められなくなるからです。

問題は、増えた分を誰が負担するかということです。会員の配分金にかかる消費税ではありますが、ほとんどが免税事業者であり納税義務がありません。

センターは公益法人であり、公益事業での黒字は原則認められていませんから、収支をゼロにするのがベストとされています。今後の消費税の財源は、消費税相当分を事務手数料としてお客様にご負担いただくしかないというのが現実です。

そのため、9 月の理事会においてこれまで 13% だった事務費を来年度から 15% に変更することが決定しています。

消費税を含む配分金にさらに消費税相当分を上乗せしてお支払いいただくことをお客様にご理解いただく必要があります。

新入会員の紹介です

5月19日から9月14日までの新入会員6人です。どうぞよろしくお願ひします。

- 1021 水分班 近藤 たけみ（こんどう たけみ）さん
- 1022 古館2班 金澤 国男（かなざわ くにお）さん
- 1023 水分班 生内 辰男（おぼない たつお）さん
- 1024 古館2班 高坂 郁夫（こうさか いくお）さん
- 1025 志和1班 熊谷 充（くまがい みつる）さん
- 1026 水分班 佐藤 勝彦（さとう かつひこ）さん

ヘルメット着用のルールについて

例年になく異常な暑さが続いたせい、今シーズンになってからヘルメットの着用に関して見解の相違が見られるようです。これは、センターが平成30年に制定した「安全・適正就業基準」の解釈を巡ってのことが発端かと思われるので、紙面を借りて説明させていただきます。

この基準の第5条には「会員は、作業内容によっては、保護帽（ヘルメット）と着用するとともに必要に応じて安全帯を使用すること。」とあります。大前提となる部分です。さらにこの基準を補足するために別途定められた草刈り・草取り作業における「作業別安全就業基準」においては、安全作業のポイントの原則として「作業帽は必ず着用すること。」と規定され、さらにその安全保護具として安全帽（ヘルメット）が指定されています。この作業別基準は、草刈りと草取りに共通のものなので、これまで草刈りは安全帽、草取りは作業帽という解釈がされてきました。

次に、「炎天下での作業」時におけるポイントとして、「日よけ帽を必ず着用すること。」と記載されています。ここの部分が、解釈の分かれ道になったのではないかと思います。この記述は、主に草取り従事者に対するものですが、もちろん草刈り従事者にも該当する内容であり、ヘルメット用の日よけ装置を着用してくださいという意味で記述されています。しかし、現実的な必要性が薄いということなのか、安全・適正就業委員会等においても話題に上ることもなく重要視されてこなかった部分です。この一連の流れの中で、炎天下ではヘルメットを脱いで麦藁帽子を被っても良いという解釈を許したのは、基準の記述に曖昧さがあつたからかもしれません。就業時は、常にヘルメットを着用するというのが基準の考え方ですが、記述内容について、安全・適正就業委員会等で見直し、会員の万全な安全確保を目指していきたいと思ひます。これも異常気象が招いたいたずらでしょうか。

事務局から

■事務所の建物の1階部分がリニューアル中

1階部分から発生した火災を受けて、先週から修繕工事に入りました。騒音と振動がものすごいです。四六時中ではありませんが、体験したい方は、是非遊びにいらしてください。因みに、工期は11月初めまでの予定ですが、それまで1階にあった(株)よんりん舎の事務所は、旧保健センター1階で営業しています。